

委員からの質問と回答

質問番号	指針の項目 (指針の掲載ページ)	施策名 (実施状況の掲載ページ)	質問内容	質問者	回答内容	回答所属
第1 在日外国人施策の基本的方向						
1 人権尊重意識の高揚と啓発の充実						
1	府民啓発の充実・相互理解の促進 (13ページ)	大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例の周知・啓発 (3ページ)	最近、ネットによる差別的な書き込み、ヘイトスピーチが急増しているといわれています。ヘイトスピーチを予防するために具体的な取り組みがあれば教えてください。	オチャンテ委員	府は、大阪府人権相談窓口、更に令和5(2023)年11月からインターネット上の誹謗中傷やトラブルに関する専門相談窓口「ネットハーモニー」を設置し、府民からインターネット上も含め、ヘイトスピーチをはじめとする人権に関する相談を受け付けるとともに、市町村の人権相談への支援や専門的な相談の支援を行っています。令和6(2024)年4月から12月までの間にこれらの相談窓口寄せられた相談のうち、外国人に関する相談やヘイトスピーチに関するものは20件でした。相談内容としては、在留管理制度に関することや、インターネット上における在日外国人を対象とした誹謗中傷等に関するものでした。	府民文化部人権局 人権擁護課
2	府民啓発の充実・相互理解の促進 (13ページ)	大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例の周知・啓発 (3ページ)	差別的言動の件数について教えてください。また、対象や内容などについて、どういった傾向があるか、その実態について教えてください。 条例では、府の責務として、「…人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する施策を実施する責務を有する…」こと、「…施策の実施に当たっては市町村との連絡調整を緊密に行うとともに、市町村における人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に係る取組について協力するものとする」とありますが、市町村に対して行った協力あるいは協力として想定していることについて教えてください。 さらに「事業者は基本理念にのっとり…府が実施する第四条第一項の施策に協力するよう努めるものとする」とありますが、どういったものがあるか(あるいは想定しているか)教えてください。	山野上委員	また、ヘイトスピーチの解消推進における市町村との協力に関して、毎年11月の条例啓発推進月間において、市町村、市町村教育委員会及び人権啓発推進大阪協議会(愛ネット大阪)等の関係機関に、府が作成した啓発ポスター・啓発リーフレットを活用した啓発活動や、広報誌・ホームページへの啓発文の掲載等の連携した取組を進めています。また、大阪府人権白書「ゆまにてなにわ」において、ヘイトスピーチ解消推進条例や在日韓国・朝鮮人の方々の歴史的経緯を解説し、市町村等における啓発に活用いただいています。 さらに、事業者の社会参加の意識はますます重要なものとなることから、関西鉄道協会を通じて鉄道事業者に啓発ポスターの掲示協力を依頼するとともに、大阪弁護士会や大阪司法書士会等の業界団体に府の啓発活動に協力いただけるよう働きかけを行っています。また、条例啓発推進月間や人権週間等の機会を捉えて、鉄道駅に設置されたデジタルサイネージを活用した啓発映像の放映を行うことにより、本条例の基本理念等の周知を図っているところです。	府民文化部人権局 人権擁護課
3	新たな在留管理制度に対する国への要望 (13ページ)	在留管理制度に関する要望 (5ページ)	少しでも生活の利便性を高め、心の壁を低くするため、地域でまじめに生活している永住者の在留カード常時携帯義務をなくしてはどうかという趣旨の切実な要望を国に届けていただけないでしょうか。	時委員	永住者のうち特に我が国への定着性の高い方々の在留カードの常時携帯義務等に関して、平成21(2009)年の「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」改正法の審議の際、これらの方々の歴史的背景をも踏まえ、在留管理全般について広範な検討を行うことについて政府が格段の配慮をすべきであるとの附帯決議がなされました。また、この附帯決議を踏まえ、同法附則第60条第3項において、在留管理の在り方の検討について規定されています。 府は、大阪府市長会及び大阪府町村長会と共同して、永住者のうち特に我が国への定着性の高い方々の在留管理のあり方の検討が早急に進められるよう、平成24(2012)年度要望から法務省に要望を行っていますが、現在まで法務省は検討しているところとの回答であるため、今後も国の検討状況を注視しながら引き続き要望を続けてまいります。	府民文化部人権局 人権擁護課
2 生活情報の提供と相談機能の充実						
4	生活情報提供の充実 (14ページ)	外国人に対する相談・情報提供の実施 (6ページ)	住民登録の窓口に通訳が配置されていることが多いと思いますが、他の窓口、例えば就学案内の窓口になると通訳サポートが切れてしまい、スムーズな就学ができないケースがあります。そのようなことを減らすために、住民登録窓口から就学手続き、教育相談まで、複数の担当課を総括してトータルに通訳サポートができるような体制はとれないでしょうか。	時委員	大阪府国際交流財団では、語学ボランティアへの登録を広く呼び掛け、研修等による育成を行い、市町村等の事業への協力をお願いしています。 子ども家庭センターや保護者懇談など単発での通訳支援については、通訳ボランティアの方に対して、場所や時間・経費などの条件の情報をもって紹介し、ボランティアを希望された方に対して、依頼をしています。 授業に入り込んだ通訳など、長期・継続的な通訳支援は、仕組みとして行っていません。ただし、条件等の情報をもって、ボランティアの方に紹介することは可能です。 就学手続きや通訳の配置についての直接の担当は各市町村教育委員会となりますが、当該の児童生徒や保護者が安心して、学校に通うことができるよう、受け入れ体制の充実は重要であると考えております。府としまして、急な編入時の支援等を行う外国人児童生徒支援員の配置や、市町村教育委員会に対し、通訳に関する情報提供を行うなどしております。引き続き、当該の児童生徒の受け入れに関する市町村の取組みの好事例等について、担当指導主事会等を通じて情報提供してまいります。	府民文化部都市魅力創造局国際課 教育庁市町村教育 室小中学校課

質問番号	指針の項目 (指針の掲載ページ)	施策名 (実施状況の掲載ページ)	質問内容	質問者	回答内容	回答所属
5	生活情報提供の充実 (14ページ)	外国語による大阪府ホームページでの情報発信 (7ページ)	多くの言語による情報発信がなされていますが、フィリピン籍の居住者が1万人を超えるなかで(府で5番目に多い)、なぜフィリピン語(タガログ語)での情報発信がなされていないのでしょうか。	大石委員	府公式ウェブサイトについては、昨今、増加する訪日・在住外国人の方々に対し、可能な限り母語等で情報提供をすることを目的に12言語(英語、中国語(繁体字、簡体字)、韓国語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、フランス語、スペイン語、ポルトガル語、ドイツ語、イタリア語)に対応した自動翻訳機能を導入しています。 これにより、大阪の在留外国人の約8割(※1)及び訪日外客数(※2)の約9割の言語をカバーしているところです。お示しのフィリピン語(タガログ語)を含め、多言語による情報発信については、大阪・関西万博の開催等も控えていることから、引き続き、訪日・在住外国人の状況等を踏まえたくて対応してまいります。 (※1) 在留外国人統計：e-Stat 政府統計の総合窓口 (※2) 2024年12月 訪日外客数(JNTO推計値)：日本政府観光局(JNTO)	府民文化部政情 報室広報広聴課
6	生活情報提供の充実 (14ページ)	府税のしおり外国語版の作成 (7ページ)	英語・中国語・韓国語への翻訳がなされていますが、将来的には居住人口の多いベトナムやフィリピンの言語への対応も考えられていますでしょうか。	大石委員	府内における外国人居住者の増加に伴い、府税の申告・納税方法等の周知を目的とした「府税のしおり」についても、多言語による情報提供の重要性は高まっていると考えています。 窓口等における多言語化のニーズを汲み取りながら、限りある予算の中で対応言語の拡充についても適宜検討を行っており、将来的には、英語・中国語・韓国語への翻訳以外にも、ベトナムやフィリピンを含む他言語への対応も考えていく必要があると認識しています。	財務部税務局税政 課
7	日本語学習機会の情報提供等 (15ページ)	識字・日本語学習活動支援の取組み (10ページ)	大阪府ホームページの識字・日本語教室等現況調査を拝見しました。この結果から成果・課題をどう考えておられますか。 また、「地域における日本語教育の在り方について(報告)」(令和4(2022)年11月29日文化審議会国語審議会)(21~22ページ)によると、 ○地方公共団体は、「日本語教育の推進に関する法律」第11条に基づき、国の基本方針を参酌した当該地域の日本語教育の基本的な方針を定めるよう努めるものとされている。 ○国は、「日本語教育の推進に関する法律」に基づき、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(以下、「日本語教育基本方針」という。)を令和2(2020)年6月に閣議決定した。また、基本方針においても地域の日本語教育について今後、令和7(2025)年を目途に、適切な評価と改定が求められる。 ○令和4(2022)年1月時点で、都道府県・政令指定都市のうち、この基本的な方針を定めているのは16自治体、検討中が32自治体、未定等が18自治体であり、未策定の自治体での早期策定が望まれる。 となっていますが、大阪府の基本方針はすでに策定されていますか。	亀田委員	令和5(2023)年度に実施した識字・日本語教室等現況調査では、府内198教室において4,420人の学習者が2,702人の学習支援者とともに学習活動を行っています。 令和4(2022)年度に比べ、識字・日本語教室の学習者数は増加しており、各市町村や各教室の尽力により、様々な学習ニーズや背景を持つ日本語学習を必要としている人に対し、教育機会が提供されていると考えています。 一方で、今後ますます来阪する外国人等が増加することが予想され、日本語の会話や読み書きに不自由している人が、日常生活及び社会生活を地域住民として円滑に営むことができるよう、識字・日本語教育の推進がいっそう求められます。 府では、文部科学省補助事業「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」を活用し、「生活者としての外国人」に対する日本語学習支援を実施している市町村に対し補助を行っているところです。引き続き、識字・日本語教室の運営や学習支援人材の育成を行う市町村に対する支援に努めます。	教育庁市町村教育 室地域教育振興課 府民文化部人権局 人権擁護課 府民文化部都市魅 力創造局国際課
3 安心のための医療・保健・福祉サービス体制の充実						
8	健康に暮らすための体制の充実 (16ページ)	多言語遠隔医療通訳サービス (12ページ)	将来的には居住人口の多いフィリピンやネパールの言語への対応も考えられていますでしょうか。	大石委員	「大阪府24時間多言語遠隔医療通訳サービス」については、現在、8言語(英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・タイ語・フランス語)対応可能な電話、ビデオによる医療通訳遠隔サービスにより、医療従事者と外国人患者との円滑なコミュニケーションを支援しているところです。 上記以外の言語についても、厚生労働省がネパール語を含む希少言語の「遠隔通訳サービス」において、対応しているところです。今後、府としても、社会情勢や「大阪府外国人医療対策会議」における専門家の意見等も踏まえ、議論していきたいと考えています。	健康医療部保健医 療室保健医療企画 課
9	健康に暮らすための体制の充実 (16ページ)	多言語遠隔医療通訳サービス (12ページ)	「おおさかメディカルネット」から多言語対応可能な医療機関検索で検索してみましたが登録されている病院そのものが少ない印象です。外国人が地域のクリニックに気軽に通えるようにするために、さらに病院向けに周知を進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。また、言語数の拡大は検討されていますか？	金委員	「おおさかメディカルネット for Foreigners」から検索できる「外国人患者受入れ医療機関」については、令和6(2024)年度に府内医療機関への翻訳機器の購入など受入れ環境整備費用の補助を行うことで、合計173医療機関となる予定です。 来年度は「大阪・関西万博」が開催され、さらなるインバウンドが見込まれるため、引き続き、「外国人患者受入れ医療機関」の拡充を図るべく、あらゆる機会を通じて、医療機関向けに周知を進めてまいります。 「おおさかメディカルネット for Foreigners」については、現在、8言語(英語・中国語(簡体字・繁体字)・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・タガログ語・フランス語)で対応していますが、対応言語については、今後、府としても、社会情勢等や「大阪府外国人医療対策会議」における専門家の意見も踏まえ、議論していきたいと考えています。	健康医療部保健医 療室保健医療企画 課

質問番号	指針の項目 (指針の掲載ページ)	施策名 (実施状況の掲載ページ)	質問内容	質問者	回答内容	回答所属
10	健康に暮らすための体制の充実 (16ページ)	多言語遠隔医療通訳サービス (12ページ)	多言語遠隔医療通訳サービスについて、年間の対応件数及びその増減(言語別、大阪府内のエリア別)、登録及び医療機関・薬局数及びその増減(大阪府内)のエリア別)について教えてください。また、多言語遠隔医療通訳サービスについては、昨年度は実績が伸びている一方で医療機関・薬局向け外国人対応におけるワンストップ窓口については実績が下がっていました。この間の取組及び進展について教えてください。	山野上委員	<p>令和6(2024)年度事業実績</p> <p>◆多言語遠隔医療通訳サービス</p> <p>●利用実績:2,477件【病院2,165件、診療所295件、薬局17件】(2024.4~2024.12まで)</p> <p><言語別></p> <p>英語392件、中国語745件、韓国語132件、ポルトガル語41件、スペイン語87件、ベトナム語1,014件、タイ語36件、フランス語30件</p> <p><医療圏別></p> <p>大阪市1,573件、泉州582件、南河内176件、北河内28件、豊能61件、堺市38件、三島13件、中河内6件</p> <p>●登録施設:393【病院183、医科診療所157、歯科診療所10、薬局43】(2024.12末現在)</p> <p>●周知方法:各関係団体等を通じて周知</p> <p>(参考:令和5(2023)年度事業実績)</p> <p>●利用実績:1,928件【病院1,782件、診療所144件、薬局2件】</p> <p><言語別></p> <p>英語229件、中国語750件、韓国語108件、ポルトガル語43件、スペイン語48件、ベトナム語679件、タイ語71件</p> <p><医療圏別></p> <p>大阪市1,084件、泉州422件、南河内240件、豊能63件、北河内77件、堺市32件、中河内1件、三島9件</p> <p>◆医療機関・薬局向け外国人対応におけるワンストップ窓口</p> <p>●利用実績:21件【病院15件、診療所2件、薬局1件、他3件】(2024.4~2024.12まで)</p> <p>※他3件については、府民等対象外であるが架電があったもの</p> <p><医療圏別></p> <p>大阪市12件、南河内2件、泉州2件、豊能1件、北河内1件、堺1件、不明2件</p> <p>●周知方法:各関係団体等を通じて周知</p> <p>(参考:令和5年度事業実績)</p> <p>●利用実績:23件【病院17件、診療所4件、薬局1件、府民1件】</p> <p>※府民は対象外であるが架電があったもの</p> <p><医療圏別></p> <p>大阪市13件、豊能3件、泉州3件、三島2件、北河内1件、不明1件</p> <p>●周知方法:各関係団体等を通じて周知</p> <p>周知の取組み</p> <p>●薬務課を通じて府内調剤薬局に、上記サービスについてチラシを配布</p>	健康医療部保健医療室保健医療企画課
11	健康に暮らすための体制の充実 (16ページ)	薬局における外国人接客対応支援事業 (13ページ)	将来的には居住人口の多いフィリピンやネパールの言語への対応も考えられていますでしょうか。	大石委員	<p>本事業は、大阪・関西万博の開催による来阪外国人の増加を見据えて、既存の「薬局店頭における「外国人対応マニュアル」(英語・中国語・韓国語に対応)の言語を拡充し、「大阪府24時間多言語遠隔医療通訳サービス」と同様の8言語(英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・タイ語・フランス語)に対応できるようにするものです。</p> <p>当該マニュアルは、言語に依らずとも、イラストを用いて指差しでコミュニケーションが取れるような工夫をしています。</p> <p>その他言語の拡充については、今後の社会情勢等を考慮し、府として、他の関係部署の取組状況も勘案して議論していきたいと考えています。</p>	健康医療部生活衛生室薬務課
12	法制度の改善等の国への要望 (17ページ)	在日外国人無年金者の救済措置についての要望 (14ページ)	具体的な進捗状況をうかがいたいです。	大石委員	<p>毎年、年金制度を所管している厚生労働省に対し、文書による要望活動を実施していますが、現時点において、国からは所要の救済措置は講じられていません。引き続き、救済措置が講じられるよう働きかけてまいります。</p> <p>●要望内容</p> <p>昭和56年及び60年の「国民年金法」改正の際に、国民年金の受給資格が得られなかった在日外国人に対し、所要の救済措置を講ずること。</p>	福祉部障がい福祉室地域生活支援課 福祉部高齢介護室介護支援課

質問番号	指針の項目 (指針の掲載ページ)	施策名 (実施状況の掲載ページ)	質問内容	質問者	回答内容	回答所属
4 安全を守る災害支援体制の充実						
13	情報発信等による支援 (18ページ)	外国語によるおおさか防災ネットワークでの災害情報の配信 外国語による大阪防災アプリでの災害情報の配信 (16ページ)	居住人口の多いフィリピンやネパールの言語への対応は将来的に考えられていますでしょうか。 また、アプリは現状では5言語に対応していますが、居住人口の多い国で用いられる言語を中心に、今後充実する予定でしょうか。	大石委員	おおさか防災ネットワークのホームページでの外国語対応については、府のホームページの対応言語等を参考に、日本語を除く13言語対応(※1)としました。 また、おおさか防災アプリは既に運用されていた大阪市防災アプリと一元的に提供することとしましたが、大阪市防災アプリが4言語対応(※2)であったことを参考に、まずはこの4言語とし、他の言語は「やさしい日本語」により対応することとしました。 外国語による情報発信については府内在留者や来阪外国人の国別構成に加え、国別の母国語や公用語の状況等も参考に、システム更新の機会等をとらえ対応を検討してまいりたいと考えています。 (※1) 英語、中国簡体字、中国繁体字、韓国・朝鮮語、ベトナム語、インドネシア語、ポルトガル語、タイ語、スペイン語、フランス語、ロシア語、ドイツ語、イタリア語 (※2) 英語、中国簡体字、中国繁体字、韓国・朝鮮語	政策企画部危機管理室防災企画課 政策企画部危機管理室災害対策課
14	情報発信等による支援 (18ページ)	外国語によるおおさか防災ネットワークでの災害情報の配信 外国語による大阪防災アプリでの災害情報の配信 (16ページ)	在阪・来阪の外国人に対して、外国語による災害情報を専用サイトを通じて配信しているとのことですが、外国語対応の「大阪防災アプリ」による災害情報の提供は、非常に重要な取り組みであると考えます。しかし、有益なアプリがあっても、その存在を知らない外国人住民が少なくないという課題があるように思われます。 こうした状況を踏まえ、より多くの外国人住民に災害情報を効果的に配信・提供し、アプリの利用を促進するために、現在どのような具体的な取り組みが行われているのでしょうか。特に、外国人が多く働く企業や日本人の地域住民に対して、災害時に活用できる「被災地におけるコミュニケーション支援用スマートフォンアプリ」の情報をどのように周知し、利用を促しているのかについても、具体的な事例があれば教えてください。 また、災害時には、地域コミュニティにおいて外国人住民が重要な役割を果たすことが期待されています。特に、各コミュニティやエスニックグループにおける「防災リーダー」としての役割を担う外国人住民の育成が鍵となると思われます。外国人のキーパーソンやリーダーを育成するための取り組みについて、現状の活動内容や今後の展望がありましたら、併せてお聞かせいただけると幸いです。	オチャンテ委員	おおさか防災アプリの在阪外国人や来阪外国人の方に向けた広報については、おおさかグローバルメールマガジンや、包括連携協定先のホテル客室内でのテレビ案内、総領事館での外国語版チラシの配架のほか、大阪観光局の観光客向けアプリ「Discover Osaka」で実施しています。 アプリの使い方を説明する動画の英語化や、関西国際空港でのサイネージによる広報も計画しているところです。 大阪防災アプリを、様々な情報ツールを通じて、より多くの在阪外国人や来阪外国人の方に知ってもらい、活用いただけるよう、引き続き取り組んでまいります。 また、大阪府では、地域コミュニティにおける防災力の向上を図るため、防災セミナーの実施や自主防災組織リーダー育成研修を実施し、防災に携わる人材の育成に努めています。引き続き、セミナーや研修の充実に取り組んでまいります。	政策企画部危機管理室防災企画課 政策企画部危機管理室災害対策課
5 安心して生活できる住宅・就労支援の充実						
15	住宅入居にかかわる啓発等の充実 (20ページ)	外国人等に対する入居差別の撤廃に向けての研修・啓発活動の推進 (18ページ)	外国人等に対する入居差別の撤廃に向けての研修・啓発活動の推進について、家主に対して行っている取組があれば教えてください。 例えば、宅地建物取引業者に対して、大阪府内での外国人支援や交流に取り組む機関・団体及びその取組について知る機会を設けるなど、家主の偏見・差別意識の解消だけでなく、支援や交流に関する様々な資源について知り、不安や負担感を取り除くための取組ができないでしょうか。	山野上委員	外国人等に対する入居差別の撤廃に向けての啓発活動においては、外国人などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅を登録する住宅セーフティネット制度について、府、市町村、家主や宅地建物取引業者等が出席する会議等のあらゆる機会をとらえ、周知・啓発を行っています。 具体的には、建築振興課が宅地建物取引業者向けに作成した、人権問題の理解と認識を深めるための啓発冊子「知っていますか？宅地建物取引業とじんけん」等を活用し、制度周知及びセーフティネット住宅の登録の働きかけを行っています。 宅地建物取引業者に対して、「宅地建物取引業法に基づく指導監督基準」において、賃貸住宅の入居申込者が外国人、障がい者、高齢者又は母子(父子)家庭であるという理由だけで入居申込みを拒否することを指導対象とした規定を設け、宅地建物取引業者による入居差別の未然防止に努めています。 併せて、宅地建物取引業者向けの研修会や、業界団体を通じて、宅地建物取引業者に対して人権問題に対する基本的な理解を促す上記啓発冊子を配布し、家主が人権問題に対する正しい理解や認識を持つよう啓発に努めることを求めています。 引き続き、宅地建物取引業者を通じた家主に対する啓発の取組に努めてまいります。	都市整備部住宅建築局居住企画課 都市整備部住宅建築局建築指導室建築振興課
16	就労にかかわる啓発等の充実 (20ページ)	就労にかかわる啓発等の充実 (18ページから20ページ)	外国人向けの労働相談や就業促進が行われていることがわかりました。 一方で、雇用する企業に向け、外国人雇用の促進に関する働きかけはどのように行われていますか。	亀田委員	中小企業等の外国人材採用については、大阪産業局に「大阪外国人材採用支援センター」(外国人材マッチングプラットフォーム)を設置し、相談からマッチングまでをワンストップで支援しています。 具体的には、専門家相談により企業の抱える課題の整理・分析を行い、内容に応じて最適な支援機関への取り次ぎ等を実施しています。 また、プラットフォーム参画機関と連携し、外国人材の採用を選択肢として捉えていなかった企業に対する関心・採用意欲の喚起や、在留資格制度に関するセミナー等による情報発信を行っています。	商工労働部商工労働総務課

質問番号	指針の項目 (指針の掲載ページ)	施策名 (実施状況の掲載ページ)	質問内容	質問者	回答内容	回答所属
17	就労にかかわる啓発等の充実 (20ページ)	労働相談 (19ページ)	居住人口の多いフィリピンの言語への対応は将来的に考えられていますでしょうか。	大石委員	大阪府労働相談センターでは、外国人の方からの労働相談を受けており、公益財団法人大阪府国際交流財団(OFIX)と連携している通訳付き相談では、フィリピン語にも対応しています。 <対応言語> 英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、フィリピン語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、ウクライナ語、ロシア語 また、外国人向けのワークルール冊子「働く前に知っておくべき7ポイント」については、現在フィリピン語の冊子を作成しているところです。 <作成済み(令和7(2025)年1月現在)> 英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語、ウクライナ語、ロシア語、やさしい日本語 <作成中(令和7(2025)年3月発行予定)> フィリピン語、タイ語 チャットボットによる労働相談については、対応言語の拡充を検討しています。	商工労働部雇用推進室労働環境課
6 国際理解教育・在日外国人教育の充実						
18	コミュニケーション能力の育成と国際理解教育の充実 (22ページ)	コミュニケーション能力の育成と国際理解教育の充実 (21ページから23ページ)	小学校に対する国際理解教育は行われていないでしょうか。 在校生の外国ルーツ児童生徒が自国文化や日本の学校生活で頑張っていることや感じていることなどについて発表できるような場はあるでしょうか。	時委員	国際理解教育・多文化共生教育の取り組みとしては、府として、政令市を除く府内全市町村の小中学校の児童生徒を対象に、「オンライン国際クラブOSAKA」を開催し、外国にルーツがある児童生徒をはじめ、参加する児童生徒がゲストティーチャーから外国の言葉や文化等を学ぶとともに、他校の児童生徒と交流をする機会を年間6回設定しています。 また各市町村や各校では、「在日外国人施策の実施状況」の24ページにお示ししているとおり、府内の多くの小中学校において国際理解教育・多文化共生教育が実施されています。内容としては、例えば、外国にルーツのある児童が、母国に帰った時のようすをスライドにしてクラスや全校集会で発表したり、地域に住む外国にルーツのある方や留学生等をゲストティーチャーとして招き、母語や母文化(食・衣服・遊び等)について紹介し、児童と交流を深めたりするなど、各校の実状に応じた取組みとなっています。	教育庁市町村教育室小中学校課
19	コミュニケーション能力の育成と国際理解教育の充実 (22ページ)	府立高等学校における国際関係学科の設置等 (21ページ)	ウルドゥー語、ベンガル語、シンハラ語を第二外国語として開設している例がみられるようですが、その経緯や、実績などをうかがいたいです。 また、フィリピン語3校、タガログ語2校とありますが、計5校で取り組まれているという理解で正しいでしょうか。	大石委員	ウルドゥー語、ベンガル語、シンハラ語については、それらを母国語とするルーツをもつ生徒が入学したことに伴い、言語や異文化理解を目的として開設しており、特別非常勤による授業を週1回実施しています。 フィリピン語とタガログ語を開設している学校は合計5校です。	教育庁教育振興室高等学校課
20	コミュニケーション能力の育成と国際理解教育の充実 (22ページ)	幼稚園・府立支援学校幼児部教員・認定子ども園教員及び保育所保育士に対する人権教育研修 (22ページ)	○研修対象について 幼児対象の職員以外の公立学校教職員(例えば公立小学校の先生)を対象にした多文化な児童生徒への理解を深めるための研修はないでしょうか。 ○研修テーマについて 多文化な幼児、子どもの理解を深めたり、学校園生活をサポートしたりするためのテーマもあるとより実践的だと思いますが、いかがでしょうか。	時委員	研修対象について、幼児対象の研修以外には、小・中・高等・支援学校の初任者や10年経験者全員を対象にした研修、小・中学校人権教育研修、府立学校人権教育研修、日本語指導力養成研修、小・中学校の管理職を対象にした研修で、多文化な児童生徒への理解を深めるための内容の講義や演習等を行っています。 また、研修テーマについて、新規採用幼稚園研修では、多文化な子どもたちの学校園生活での困り事やその支援の在り方について考えるワークを実施、令和2(2020)年度、令和3(2021)年度の幼児教育人権研修では「多様性を尊重した人権教育・保育について」をテーマに具体的な事例検討を行っています。 幼稚園10年経験者研修、幼児教育アドバイザー(※)育成研修では、多様な背景を持つ子どもへの理解を深めるための講義を行ったり、受講者の園所の課題等について考えを深めたりする内容にしています。 (※)幼児教育アドバイザー…幼児教育の専門的な知見や豊富な実践を有し、域内の幼児教育施設を巡回、教育内容や指導方法、環境の改善などについて指導を行う者	教育庁教育センター
					「幼保連携型認定こども園新規採用教員研修」は、公立幼保連携型認定こども園の新規採用保育教諭を対象に実施しているもので、教育公務員特例法に定めのある初任者研修にあたります。 採用から1年以内の保育教諭を対象としたものであるため、外国にルーツがある児童も含め、全ての児童の権利を尊重した教育・保育を受講者が実践できるようになることを重視しています。 また、実施方法は、集合型の講義や演習ではなく、受講者が勤務する施設に講師を派遣し、実際に受講者が教育・保育を行う様子をふまえて、受講者に指導を行うという個別性の高い手法をとっています。	福祉部子ども家庭局
21	交流機会の拡充 (22ページ)	府立学校の海外修学旅行の実施 (23ページ)	具体的な成果についてうかがいたいです。 また、予算措置なしとなっていますが、それぞれの学校の通常予算で実施されているという理解でよろしいでしょうか。	大石委員	学校からは「日本の文化との違いを体感し、異文化を尊重する意識が芽生えるだけでなく、自国の文化を再認識することができ、国際社会に対する視野を広げる機会となった。」や、「ホームステイを通じて、異文化体験と英語によるコミュニケーションの実践ができた」などの報告がなされています。 また、学校は、各校に配当された旅費等の予算を活用し、実施しています。	教育庁教育振興室高等学校課

質問番号	指針の項目 (指針の掲載ページ)	施策名 (実施状況の掲載ページ)	質問内容	質問者	回答内容	回答所属
22	交流機会の拡充 (22ページ)	地域の外国人との交流 (24ページ)	具体的な成果についてうかがいたいです。 また、予算措置なしとなっていますが、それぞれの学校の通常予算で実施されているという理解でよろしいでしょうか。	大石委員	小中学校における地域と外国人との交流については、例えば、総合的な学習の時間等において、地域に住む外国人の方や留学生等をゲストティーチャーとして招き母語や母文化について紹介したり、児童生徒と外国にルーツのある地域住民がともに地域のフェスティバルに参加したり、外国料理の食事を開催するなどして一緒に楽しんだりする取り組みが行われており、市町村からは、多様な文化を尊重し、違いを認め合う意識の醸成につながっていると聞いています。 なお、予算につきましては、学校の予算を活用しているものと考えます。	教育庁市町村教育 室小中学校課
23	在日外国人教育の充実 (22ページ)	在日外国人教育の充実について (24ページから31ページ)	日本育英会の奨学金の対象者について、日本社会への定着性の高いことが重視されており、在留資格「家族滞在」でも日本で就労・定住する見込みが極めて高いとされた人は対象者に含まれるようになりました。国の判断に合わせ、大阪府育英会においても同様の対応を進めていただきたいと思います。難しい場合、その理由があれば教えてください。 さらに、国では在留資格「家族滞在」で日本の高校を卒業し、その後、就労を目的とする「特定活動」の在留資格で5年働いた場合などには在留資格「定住者」に変更することができるとしました。このことは、小学校卒業以降に来日した者も学業や就労の機会が開ければ日本社会への定着性が高くなることを意味すると思います。大阪府育英会の奨学金の対象範囲について、現時点での日本社会への定着性に着目するだけでなく、奨学金を貸与することで継続的な学業と就労の道が開け、その結果定着性が高くなり、奨学金も返還される…という好循環をどう生み出すか、それこそ奨学金の貸与を通じて人を育て、大阪の未来を育てていくという視点に基づき、対象範囲の拡大を進めることはできないでしょうか。奨学金が返還されない可能性がゼロではないことを理由に、多くの可能性の芽を摘んでしまうことがないように、全ての人に学ぶ機会を与えることができないでしょうか。	山野上委員	奨学金事業は、貸与した奨学金を一定期間後に返還いただき、それを財源に次の方へ貸与する仕組みとなっていますので、貸与する対象者は、将来的に日本で就労又は定住し、確実に返還が見込める必要があると考えています。 日本学生支援機構の奨学金は、大学等への進学者を貸付対象としており、在留資格が「家族滞在」の場合は、「日本国の小学校卒業前に日本に入国しており、かつ、日本の中学校・高等学校等を卒業（予定）」し、大学等卒業後に日本国で就労・定着する意思があることが条件になっています。これらの条件を付すことで、将来的に日本で就労・定住する見込みが極めて高い者を限定することができていると考えられます。 一方、大阪府育英会が行う奨学金事業は、将来的な進路や定住先について幅広い選択肢を持つ高校生等を対象としており、扶養者の在留期間に合わせて日本に在留している「家族滞在」の高校生の場合、卒業後の進路や定住先に関する見通しを立てることが難しいという課題があります。 以上の理由から、「家族滞在」の高校生を大阪府育英会の奨学金事業の貸付対象とするか否かについては、慎重な議論が必要と考えています。	教育庁私学課
24	在日外国人教育の充実 (22ページ)	「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」の具体化 (24ページ)	府立高校における在日外国人をテーマとした人権教育について、実施校の数、全体における割合及び好事例（あるいは好事例がすでに何らかの形で公開されているのであればその公開先）を教えてください。	山野上委員	府立高校における在日外国人をテーマとした人権教育（教科等での実施は除く）は、令和5（2023）年度延べ270回行われております。なお、この回数は府立高校全体の人権研修の約24%を占めており、約7割の学校で実施されています。 事例としましては、様々な国につながる方にゲストティーチャーとして来ていただき、生徒に直接語っていただくといった取り組みを行っています。	教育庁教育振興室 高等学校課
25	在日外国人教育の充実 (22ページ)	「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」の具体化 (24ページ)	大阪府第2次教育振興基本計画において「私立学校等授業料無償化制度が実施されている中、公私合わせた教育力の向上を図るため、公立と私立が連携し、互いの資源やノウハウなどを活用した取り組みを行うことは重要」（48ページ）であると言及されています。 「在日外国人に関わる教育における指導の指針」にはこれまでの大阪府における取組のエッセンスが詰まっていると思いますが、私立学校に対する周知の有無（周知していればその方法）について、教えてください。 また府立高校での取組（特別枠校でのプログラムや指導体制等、特別枠校以外での日本語指導や母語指導、在日外国人をテーマとした人権教育など）の共有等、私立学校との間ですでに進めていること及び今後進めようとしていることについて教えてください。	山野上委員	本指針は、教職員が人権尊重の精神に基づき、在日外国人幼児・児童・生徒に関わる指導の内容や方法について共通理解を深め、すべての幼児・児童・生徒が互いに違いを認めあい、ともに生きる教育を一層推進することを目的として策定したものであり、府立学校はもとより、市町村教育委員会、私立学校についても周知するよう関係課に依頼しています。私立学校については、校長会等の場で共有しています。 府立高校での取組みの私立学校との共有につきましては、現時点では、行っておりません。今後、資料の共有や研修の周知等、検討してまいります。	教育庁私学課 教育庁教育振興室 高等学校課
26	在日外国人教育の充実 (22ページ)	公立学校への外国人子女の受け入れ体制の整備 (25ページ)	住民登録の窓口に通訳が配置されていることが多いと思いますが、他の窓口、例えば就学案内の窓口になると通訳サポートが切れてしまい、スムーズな就学ができないケースがあります。そのようなことを減らすために、住民登録窓口から就学手続き、教育相談まで、複数の担当課を総括してトータルに通訳サポートができるような体制はとれないでしょうか。	時委員	大阪府国際交流財団では、語学ボランティアへの登録を広く呼び掛け、研修等による育成を行い、市町村等の事業への協力をお願いしています。 子ども家庭センターや保護者懇談など単発での通訳支援については、通訳ボランティアの方に対して、場所や時間・経費などの条件の情報をもって紹介し、ボランティアを希望された方に対して、依頼をしています。授業に入り込んでの通訳など、長期・継続的な通訳支援は、仕組みとして行っていません。ただし、条件等の情報をもって、ボランティアの方に紹介することは可能です。 就学手続きや通訳の配置についての直接の担当は各市町村教育委員会となりますが、当該の児童生徒や保護者が安心して、学校に通うことができるよう、受け入れ体制の充実は重要であると考えております。府としまして、急な編転入時の支援等を行う外国人児童生徒支援員の配置や、市町村教育委員会に対し、通訳に関する情報提供を行うなどしております。引き続き、当該の児童生徒の受け入れに関する市町村の取組みの好事例等について、担当指導主事会等を通じて情報提供してまいります。	府民文化部都市魅力創造局国際課 教育庁市町村教育 室小中学校課
27	在日外国人教育の充実 (22ページ)	在日外国人生徒に対する進路指導への活用 (26ページ)	府立高校を卒業し就職した外国人生徒を対象に追跡調査を実施されています。就職した生徒だけではなく、進学した生徒を対象にした調査について、検討されていますか？	金委員	在日外国人生徒進路追跡調査は、府立高校を卒業し就職した在外外国人生徒の、卒業から1年後の状況について把握を行い、そこからの課題を明らかにするために、2006（平成18）年度卒業生より実施してきたものです。具体的には、学校を通じて卒業前に本人に対して調査への協力を依頼し、卒業から1年後に就職後の状況等について確認してまいりました。 現時点では、進学した生徒を対象にした調査については検討しておりません。	教育庁教育振興室 高等学校課

質問番号	指針の項目 (指針の掲載ページ)	施策名 (実施状況の掲載ページ)	質問内容	質問者	回答内容	回答所属
28	在日外国人教育の充実 (22ページ)	在日外国人生徒に対する進路指導への活用 (26ページ)	大阪府在日外国人施策の実施状況(2024年度版)25ページの通り、就職した外国ルーツ卒業生の追跡調査が行われていますが、調査だけではとてももったいないので、例えば在校生の進路指導の一環として身近なモデルとなるような先輩との出会いの場を設けるのはいかがでしょうか。	時委員	例年7月に「帰国・渡日生徒のための進路支援説明会」を実施しており、昨年度までは進学に特化した内容で行っていましたが、今年度より就職についても取り上げることといたしました。この説明会では、外国につながる府立高校卒業生複数名に、自らの進路選択について頑張っていることを話していただいています。今年度は就職した卒業生1名にも講話をいただきました。	教育庁教育振興室 高等学校課
29	在日外国人教育の充実 (22ページ)	「在日外国人に関わる教育における指導の指針」の普及啓発 (26ページ)	「在日外国人に関わる教育における指導の指針」において、「教育現場においても、外国につながるのある児童・生徒が、攻撃やからかいの対象とされ、「国へ帰れ」「〇〇人」と言われるなどの差別事象が発生しつづけており、多文化共生の教育を進めるうえで課題となっている」とありますが、外国にルーツをもつ児童生徒に関する差別事象の件数を教えてください(もし、内容などによる内訳が示せるのであれば、それも教えてください)。またその割合が分かるように全体件数も合わせて教えてください。課題である以上、その実態の把握は大切だと思います。 また、いじめ、不登校についても外国にルーツを持つ児童生徒の件数及び全体に占める割合を教えてください。	山野上委員	府としましても差別事象は多文化共生の教育を進めるうえで課題であると認識しています。府では学校で生じた差別事象について報告するように求めています。また、報告のあった事象を分析し、再発防止や未然防止策を考えるなどの教訓化に努めています。令和5(2023)年度に、小・中学校及び高校・支援学校から報告のあった差別事象の総数は62件でした。そのうち、外国にルーツを持つ児童生徒に関する差別事象は22件でした。 なお、毎年実施される、文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」において、いじめの認知件数及び不登校児童生徒数を含めた生徒指導上の課題について、外国にルーツを持つ児童生徒に係る件数等を調査する項目はないため、外国籍児童生徒だけのいじめ、不登校の件数や割合は把握しておりません。 いじめや不登校については、状況や至った背景、要因等について丁寧な聞き取り等を通じて把握するとともに、個々の子どもに寄り添った対応や支援を適切に行うよう、各市町村に対して指導助言を行っているところです。	教育庁人権教育企画課 教育庁教育振興室 高等学校課 教育庁市町村教育室 小中学校課
30	在日外国人教育の充実 (22ページ)	帰国・渡日児童生徒学校生活サポート事業 (26ページ)	多言語による進路ガイダンスについて、「日本語指導を必要とする帰国・渡日児童生徒及びその保護者を対象に・・・」とありますが、「日本語指導を必要とする」の基準はどういったものでしょうか。 その上で、多言語による進路ガイダンスについて、日本語指導を必要とする帰国・渡日児童生徒及びその保護者以外の参加はどの程度あるでしょうか。 「日本語指導を必要とする」の基準の設定によっては、①必ずしも十分に日本語ができるとは言えない児童・生徒が対象から外されてしまいかねない、②子どもが日本生まれ日本育ちで日本語の面では問題がないが、保護者が日本の教育制度に詳しくない場合、子どもの進路選択に関われなくなってしまうケースが出てくると思います。事業の対象について、①、②のいずれもカバーされた方が良いと思いますが、現場でもそのような形で解釈されるように、施策の対象範囲を明確に示したり、例を記載した方がいいのではないかと思います。 なお、施策の対象範囲が自治体や学校園での解釈・判断に委ねられている状況である場合、なおさら、自治体や学校園によって、受けられる支援に格差が生じないように対象範囲を明確にすることが必要だと思いますが、いかがでしょうか。	山野上委員	日本語指導が必要な児童生徒については、「日本語で日常会話が十分にできない児童生徒」、「日常会話ができても、学年相当の学習言語の獲得に課題があり、学習活動への参加に支障が生じている児童生徒」と文部科学省において定義されております。当該の児童生徒が一人も取り残されることがないように、各市町村教育委員会や日本語指導対応教員対象の連絡会等で、このことについてくり返し指導・助言しております。 多言語進路ガイダンスについては、「帰国・渡日児童生徒が安心して学校生活を送り、主体的に進路を選択できるよう、日本の高校入試制度や学校生活などについて、多言語による情報提供及び個別相談を実施する」ことを目的としており、日本語指導を必要とする帰国・渡日児童生徒及びその保護者等を対象としております。 なお、府の施策につきましても、例えば、日本生まれ日本育ちであっても、日本語で日常会話が十分にできない児童生徒等、国の定義にあてはまる児童生徒については、対象としております。これらについても、各市町村教育委員会に丁寧に伝えていくところです。	教育庁市町村教育室 小中学校課
31	在日外国人教育の充実 (22ページ)	外国人児童・生徒のための教育の推進 (27ページ)	不登校や中途退学の外国人児童・生徒の実態について、どのように把握されておられますか。また、彼らが再び学びの場に戻り、再チャレンジできるための具体的なサポート体制があれば教えていただきたいです。 併せて、府立高校における外国人児童・生徒の不登校者数、と比率についてデータがあれば、ご教示いただけると幸いです。	オチャンテ委員	府立高校の不登校の状況については、文部科学省による「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」により、把握しておりますが、外国籍生徒だけの不登校生徒数や比率等は把握しておりません。 一方、中途退学者数については、外国籍生徒が対象ではありませんが、府独自の「日本語指導が必要な児童生徒等の受入状況等に関する調査」において、日本語指導が必要な生徒の中途退学の状況を調査しています。当調査では、令和5(2023)年度府立高校に在籍する日本語指導が必要な生徒の中退率は2.1%であり、全国の日本語指導が必要な生徒の中退率8.5%と比較すると非常に低い実態があります。 府立高校においては、外国籍生徒も含めたすべての不登校生徒について、不登校の原因・背景や、一人ひとりの状況を適切にアセスメントして、個々に応じたグラデーションのある学びを提供できるように、教職員とスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門人材が連携・協働した「チーム学校」による生徒支援に努めています。	教育庁教育振興室 高等学校課

質問番号	指針の項目 (指針の掲載ページ)	施策名 (実施状況の掲載ページ)	質問内容	質問者	回答内容	回答所属																		
32	在日外国人教育の充実 (22ページ)	外国人児童・生徒のための教育の推進 (27ページ)	<p>外国ルーツの子どもたちについて、一見、日本語での日常会話に不自由なく見えても、学習言語の習得の面で苦労している子どもたちは多く存在します。小中学校での学習や高校進学のためにどういった支援がされているのでしょうか。</p> <p>また、第2次大阪府教育振興基本計画には「子どもたちのアイデンティティの確立に向け、母国文化への理解を深めることができるよう、母語指導等の指導体制を整えます」とあります。こういった取り組みを進めているか教えてください。</p> <p>歴史的経緯と社会意識の中で、本名を名乗ることや外国にルーツがあることを肯定的に受け止め、自分のアイデンティティを表現することがたやすくないと感じている人もいます。大阪府の教育現場での取組はそうした課題の克服に取り組んできていると評価していますが、現状を把握する目安として、公立学校での在日外国人児童生徒の本名使用の現状を教えてください(小中高の別に国籍・地域別に教えてください)。</p>	山野上委員	<p>日本語指導が必要な児童生徒について、多言語化かつ少数散在化が進む現状をふまえ、府の日本語指導員がオンラインで指導を行う「オンライン日本語指導」の実施や、府域7地区に「外国人児童生徒支援員」を配置し、当該児童生徒の学校生活及び保護者の家庭における様々な問題に対する相談対応や、授業での個別支援などを行っております。また、府作成の家庭学習用動画教材について、大学等と連携し、多言語翻訳を進め、現在、9か国語で府教育庁のホームページに掲載しています。</p> <p>その他、外国にルーツのある子どもと日本ルーツの子どもがともに活動し、アイデンティティを育む「オンライン国際クラブOSAKA」、府立高校に通う外国にルーツのある高校生や同じ言語を母語とする中学生との出会いによって将来への展望を持つ機会を作るために、「OSAKA多文化共生フォーラム」を実施しています。</p> <p>母語による学習サポートについては、府における教育サポーターの登録の充実や、少数言語を母語とする子どもたちに対する支援など、研究団体や国際交流団体等とも連携しながら人材・教材情報の提供をしております。</p> <p>本名指導については、大阪府の「在日外国人に関わる教育における指導の指針」(2024(令和6)年2月策定)の趣旨をふまえ、当該の児童生徒がアイデンティティの確立に関わる本名を使用することができる環境の醸成等各市町村教育委員会においても指針等に明記するように指導するとともに、各学校園において体系的に人権教育に取り組むよう、管理職研修や人権教育研修を通じて指導してきております。</p> <p>公立学校での在日外国人児童生徒の本名使用の現状(小中高の別に国籍・地域別)については、別添資料のとおりです。なお、国籍別の調査は行っていないことから、全外国人児童生徒の小中別、市町村別の資料となっております。</p> <p>・令和6(2024)年度外国籍生徒等に関する調査(府立高校)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>韓国朝鮮</th> <th>中国・台湾</th> <th>ベトナム</th> <th>フィリピン</th> <th>ブラジル</th> <th>タイ</th> <th>ネパール</th> <th>その他の国</th> <th>国籍不明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>39.2%</td> <td>73.6%</td> <td>84.0%</td> <td>81.4%</td> <td>60.0%</td> <td>71.4%</td> <td>100.0%</td> <td>86.7%</td> <td>51.6%</td> </tr> </tbody> </table>	韓国朝鮮	中国・台湾	ベトナム	フィリピン	ブラジル	タイ	ネパール	その他の国	国籍不明	39.2%	73.6%	84.0%	81.4%	60.0%	71.4%	100.0%	86.7%	51.6%	教育庁市町村教育室 小中学校課 教育庁教育振興室 高等学校課
韓国朝鮮	中国・台湾	ベトナム	フィリピン	ブラジル	タイ	ネパール	その他の国	国籍不明																
39.2%	73.6%	84.0%	81.4%	60.0%	71.4%	100.0%	86.7%	51.6%																
33	在日外国人教育の充実 (22ページ)	日本語教育学校支援事業 (27ページ)	現在、本事業の受託を受ける者からの質問で申し訳ありません。本事業名と事業の実態が異なるように思われます。事業名の変更や他の関連事業との再編を検討する予定はあるのでしょうか。	亀田委員	<p>「日本語教育学校支援事業実施要綱」は平成17(2005)年6月10日に施行されており、本事業は、言葉の壁、生活習慣や文化の違いなどから授業の内容が理解できないなど学習をはじめとする学校生活全般において課題が生じていることに対し、生徒が安心して有意義な学校生活を送り、希望する進路が実現できるよう、日本語学習支援、学習支援を中心とする学校生活を総合的にサポートすることを趣旨としています。</p> <p>事業内容としましては、母語による日本語学習、母語・母文化継承及び生活適応指導等の補助が行える教育サポーター等を派遣するとともに、教材・人材情報の提供や教員等の研修など総合的な支援を行うとしており、日本語教育(日本語指導)を実施する学校を支援する事業として、多くの高校が活用しています。</p> <p>現時点では事業名の変更や他の関連事業との再編を行う予定はございませんが、日本語指導が必要な生徒が増加の一途をたどっている現状を鑑み、今後、検討してまいります。</p>	教育庁教育振興室 高等学校課																		
34	在日外国人教育の充実 (22ページ)	日本語教育学校支援事業 (27ページ)	外国人児童生徒等へは日本語指導を実施されていますが、外国人の子どもへは日本語指導だけではなく、母語・母文化に対するアイデンティティや自己肯定感を育むための日常的な支援も同時に必要であると思います。府立高校等では、「日本語教育学校支援事業」として、教育サポーターを派遣する事業があるようですが、小・中学校での実施についてはいかがでしょうか。	金委員	<p>小中学校では、アイデンティティや自己肯定感を育むため、府立高校に通う外国にルーツのある高校生や同じ言語を母語とする中学生との出会いによって将来への展望を持つ機会を作るための「OSAKA多文化共生フォーラム」の実施や、外国につながるの府立高校生と母語で交流する「オンライン国際クラブOSAKA・しゃべり場」を実施しています。</p> <p>加えて、オンラインによる母語を活用した学習支援を行うほか、少数言語を母語とする子どもたちに対する支援として、高等学校課所管の教育サポーターの登録情報及び研究団体や国際交流団体等と連携した人材・教材等の情報の提供をしております。</p>	教育庁市町村教育室 小中学校課 教育庁教育振興室 高等学校課																		
35	在日外国人教育の充実 (22ページ)	外国人児童生徒等への日本語指導への対応 (27ページ)	具体的な成果についてうかがいたいです。 また、どのような方が教員として配置されているのかもうかがいたいです。	大石委員	<p>日本語指導対応教員の配置をしている市町村教育委員会から、当該の児童生徒の日本語能力の向上が見られること、また、指導を受けた児童生徒のアンケートに「日本語の授業はわかりやすく楽しい」「先生や友だちの話を聞くとわかることが増えた」「わからないことを先生や友だちに聞くことができるようになった」等の回答が多くあることを聞いており、成果と捉えております。</p> <p>日本語指導について特別な資格等を有している教員は少ないものの、教員それぞれの経験を生かしながら個別の子どもに合った教材や指導方法を研究し、日々の指導にあたっています。府としても当該教員の状況やニーズを捉え、年間4回の研修の場を提供しつつ、内容の充実に努めています。</p> <p>府立高校では、「日本語教育学校支援事業」において、学校からの要望に応じて、生徒の母語・母文化を理解する人材を教育サポーターとして派遣し、生徒個々の多様な生活背景やこれまでの学習状況等を踏まえた指導補助及び学校生活をサポートしています。令和5(2023)年度は計809回の教育サポーター派遣を行っております。</p>	教育庁市町村教育室 小中学校課 教育庁教育振興室 高等学校課																		

質問番号	指針の項目 (指針の掲載ページ)	施策名 (実施状況の掲載ページ)	質問内容	質問者	回答内容	回答所属																																								
36	在日外国人教育の充実 (22ページ)	外国人児童生徒等への日本語指導への対応 (27ページ)	教員の配置は十分でしょうか。対応可能な教員を増やす計画などがありますか。	亀田委員	教員の配置については、国が措置する児童生徒支援加配を活用し、外国人児童生徒等の日本語指導に対応するための教員を配置しています。 国の配置に係る計画では、平成29(2017)年度から令和8(2026)年度までの10年間をかけて、基礎定数化するとされており。具体的な内容としては、当該の児童生徒18人に1人の教員を配置するとされており、現在、基礎定数化に向けて段階的に教員を配置しているところです。しかしながら、当該児童生徒の少数散在傾向が進んでいる府内の状況をふまえますと、十分な配置とは言えない状況です。 引き続き国に対して「18人に1人」という基準の見直しや加配措置増について要望を行っており、引き続き要望してまいりたいと考えております。 府立高校においては、各校の実情に合わせて教員の加配や非常勤講師を配置しているほか、「日本語教育学校支援事業」において、府立高校からの要望に応じて、生徒の母語・母文化を理解する人材を教育サポーターとして派遣し、生徒個々の多様な生活背景やこれまでの学習状況等を踏まえた指導補助及び学校生活をサポートしています。 引き続き、適切な対応ができるよう、取組んでまいります。	教育庁市町村教育 室小中学校課 教育庁教育振興室 高等学校課																																								
37	在日外国人教育の充実 (22ページ)	日本語教育が必要な帰国生徒等対象の入学選抜学力検査等における配慮 (28ページ)	大阪府公立高等学校入学選抜実施要項を確認させて頂きました。一つお伺いしたい点がございませう。 最近、日本で生まれ育っている外国にルーツを持つ子どもたちが増加しています。これらの子どもたちは小学校や中学校で日本語指導を受け、一般選抜を通じて高校に進学するケースが増えていると聞いております。また、小学校第1学年以上の子どもについては、入学選抜適性検査において何らかの配慮が受けられるとも要項で確認しました。 そこで質問ですが、これらの生徒が高校に入学した後、どのようなサポート体制が用意されているのでしょうか。特に、日本語指導や学習支援の面でのフォローアップについて、具体的な取り組みがあれば教えていただければ幸いです。	オチャンテ委員	「日本語教育学校支援事業」において、府立高校からの要望に応じて、生徒の母語・母文化を理解する人材を教育サポーターとして派遣し、生徒個々の多様な生活背景やこれまでの学習状況等を踏まえた指導補助及び学校生活をサポートしています。また、日本語指導が必要な府立高等学校に通う生徒が抱える特徴的な悩み等に対する確にアドバイスができ、日本語指導や学習支援及び進路指導等に関する支援を行う人材として「多言語学習支援員」を活用している高校が複数あります。 このほか、府立高等学校入学選抜に合格した帰国・渡日生徒及び保護者等を対象に、入学前に高校生活についてのルール及び進路、学費、奨学金制度等の説明や個別相談などを行う「高校生活オリエンテーション」を実施しており、今年度からは日本の小中学校を経ずに高校に入学する生徒を対象とした「プレ日本語学習会」の実施も予定しております。	教育庁教育振興室 高等学校課																																								
38	在日外国人教育の充実 (22ページ)	日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学選抜 (28ページ)	大阪府学校教育審議会答申「府立高校改革の具体的な方向性とそれを踏まえた入学選抜制度のあり方について」では、「日本語指導が必要な生徒選抜において不合格となった生徒の中には、その他の府立高校に入学している生徒もいることから、結果として少数散在化が進んでいる」(15ページ)、「日本語指導が必要な生徒については、すべての生徒に希望する学びを提供できる環境が整っておらず、今後も、日本語指導が必要な生徒数の増加が見込まれることから、対策を講じる必要がある」(16ページ)と言及されています。 ・日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学選抜について、学校別に募集人数、合格者数を教えてください。 ・日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学選抜の不合格者について、その後、高校に進学できたかどうか教えてください。 ・特別枠以外で日本語指導を必要とする生徒は何人いるのでしょうか。日本語指導が必要な子どもたちが在籍する府立高校のうち、子どもたちの状況等を踏まえた教科指導や学校生活の支援を行っている府立高校の数および割合、特別の教育課程を編成して日本語指導を実施している人数について教えてください。 ・外国ルーツの生徒について、特別枠での中退率、特別枠校での中退率、そのほかの府立学校での中退率について、教えてください。 ・現状に対して、特別枠校の定員増、特別枠校の新設(特に大阪市内)、担当教員の増加などの体制整備が必要ではないかと考えますが、答申でも言及されている「対策」について、内容あるいは今後の検討の方向性について教えてください。	山野上委員	令和6(2024)年度選抜(令和6(2024)年2月20日実施)の実施状況については、次のとおりです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>募集上限</th> <th>志願者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東淀川</td> <td>16</td> <td>33</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>福井</td> <td>16</td> <td>11</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>門真なみはや</td> <td>14</td> <td>20</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>八尾北</td> <td>14</td> <td>19</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>成美</td> <td>16</td> <td>19</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>長吉</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>布施北</td> <td>16</td> <td>18</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>大阪わかば</td> <td>20</td> <td>28</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>126</td> <td>162</td> <td>130</td> </tr> </tbody> </table> 不合格者については、追跡はしていないため、把握していません。 令和6(2024)年5月1日現在、日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学選抜実施校以外で日本語指導を必要とする生徒は163名で37校に在籍しています。また、特別枠校も含めた44校において、配付プリントのルビ打ちややさしい日本語での教科指導等を行っているほか、学校生活の支援として教育サポーターを活用しています。また、特別の教育課程を編成して日本語指導を実施している人数は92名となっています。 中途退学者数については、外国籍生徒が対象ではありませんが、府独自の「日本語指導が必要な児童生徒等の受入状況等に関する調査」において、日本語指導が必要な生徒の中途退学の状況を調査しています。当調査では、令和5(2023)年度府立高校に在籍する日本語指導が必要な生徒の中退率は2.1%であるのに対し、日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学選抜実施校における日本語指導が必要な生徒の中退率は0.8%です。なお、府立高校全体での中退率は1.7%となっております。	学校名	募集上限	志願者数	合格者数	東淀川	16	33	16	福井	16	11	11	門真なみはや	14	20	14	八尾北	14	19	14	成美	16	19	16	長吉	14	14	14	布施北	16	18	18	大阪わかば	20	28	27	計	126	162	130	教育庁教育振興室 高等学校課
学校名	募集上限	志願者数	合格者数																																											
東淀川	16	33	16																																											
福井	16	11	11																																											
門真なみはや	14	20	14																																											
八尾北	14	19	14																																											
成美	16	19	16																																											
長吉	14	14	14																																											
布施北	16	18	18																																											
大阪わかば	20	28	27																																											
計	126	162	130																																											
39	在日外国人教育の充実 (22ページ)	日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学選抜 (28ページ)	特別枠校において、生活面や家庭面、在留資格などで課題を抱えている生徒もいるが、学校教員だけでは対応しきれないだけでなく、なかなか声を拾い切れないという話を聞くことがあります。外国ルーツの生徒を対象あるいは念頭においた高校内における居場所の設置が必要ではないかと考えます。仮に外部の機関・団体や人の協力が得られる場合、その実現可能性(制度的にクリアすべき点として何があるか)について教えてください。	山野上委員	日本語指導が必要な生徒や外国につながる生徒支援の校内拠点となるように、それぞれの日本語指導が必要な生徒選抜実施校には、生徒が集まって活動できる教室が設置されており、教員と話し合ったり、日本語学習の場であったり、部活動を行ったりする、生徒の居場所として活用されています。また、学校からの要望に応じて、日本語・母語指導や生活適応指導等の補助を行える生徒の母語・母文化を理解する人材を教育サポーターとして派遣したり、日本語指導が必要な府立高等学校に通う生徒が抱える特徴的な悩み等に対する確にアドバイスができる人材を多言語学習支援員として活用したりしているところです。 引き続き、このような人材を活用しながら、外国につながる生徒の支援に取り組んでまいります。	教育庁教育振興室 高等学校課																																								

質問番号	指針の項目 (指針の掲載ページ)	施策名 (実施状況の掲載ページ)	質問内容	質問者	回答内容	回答所属
40	在日外国人教育の充実 (22ページ)	高等教育の無償化と外国人生徒への適用について	2024年より、高等教育無償化の制度がスタートしましたが、家族滞在の生徒で小学校までに一度も日本に来たことがない生徒は受給の対象外になっているようです。その理由について府が把握している理由があれば教えてください。また、対象外となる生徒がいることについて、府としての見解があれば教えてください。	金委員	府としましては、理由は把握していません。日本学生支援機構に対しては、高等学校課において年度末までに要望書を作成し直接提出する予定です。今後も大学等に進学を希望する意欲と能力のある生徒たちが、経済的な理由で進学を断念することなく、自らの進路を実現できるよう、文部科学省に働きかけを続けてまいります。	教育庁教育振興室 高等学校課
41	在日外国人教育の充実 (22ページ)	高等教育の無償化と外国人生徒への適用について	進学を希望する外国人生徒について、在留資格によっては、日本学生支援機構(JASSO)の奨学金から外れてしまいます。対象外となる外国人から、救済措置について相談や意見は寄せられていませんか？在留資格を拡大することについて、国に要望を出すことは検討されていますか？	金委員	外国につながる生徒への進路指導については、奨学金等制度の周知や啓発など、個々の生徒の状況に応じたきめ細やかな支援を行っているところです。高等学校課においても、在留資格が「家族滞在」のため、日本学生支援機構の奨学金の給付や貸与を受けることができず、進学について断念せざるを得ない状況があることを把握しており、以前より日本学生支援機構に対し、在留資格が「家族滞在」の生徒も奨学金の対象に加えるよう要望し続けてきた結果、本年度から「家族滞在」の生徒も一定の条件を満たした場合は申請が可能となりました。今後も大学等に進学を希望する意欲と能力のある生徒たちが、経済的な理由で進学を断念することなく、自らの進路を実現できるよう、文部科学省に働きかけを続けてまいります。	教育庁教育振興室 高等学校課
7 地域・府政への参画促進						
42	地域社会への参画支援 (24ページ)	地域の消防団への参画 (32ページ)	「大阪府在日外国人施策に関する指針」では「地域社会への参画支援」について、指針では「地域社会の取組みを支援する」とあり、地域の消防団への参画が取り上げられていますが、府ではどういった支援をしているか教えてください。現在取り上げている地域の消防団への参画について、せっかくなので事例の共有などを府内で積極的に行ってはどうかでしょうか。 また、基礎自治体における取組ではありますが、事例共有などの結果として、府内でどれぐらい参画が進んだかを府の取組の効果として拾っていけないでしょうか。 このほか、地域社会への参画支援の内容として検討していることがあれば教えてください。	山野上委員	本府では、消防団員の確保に向けた取組みとして、外国籍住民の方のみならず、女性・若者など様々な立場の方の加入に向けた広報活動を行っています。 府内市町村の消防団においては、5市(泉大津市、貝塚市、茨木市、大東市、箕面市)で、外国籍住民が消防団員として活動しています。 しかし、団員の業務には、火災現場からの退去を命じたり、延焼を防ぐのに家屋を破壊したりする行為もあり、これら公権力を行使する公務員には日本国籍が必要と、1953年に内閣法制局が見解を示していますが、外国籍住民の消防団員は、災害で交通機関がまひした場合などに、他の外国籍住民や旅行者らの避難誘導や、避難所での通訳などを担っていただくことを検討している自治体もあります。 今後とも、引き続き、市町村と連携を取りながら、広報活動などを通じ、地域防災力の中核を担う消防団員の確保に取り組んでいきます。	政策企画部危機管理室 消防保安課
43	留学生の就職促進 (24ページ)	外国人留学生就職支援事業 (32ページ)	具体的な成果についてうかがいたいです。	大石委員	大阪府では、大学・大学院に在学し、大阪府内での就職をめざしている外国人留学生の大阪での就職・定着を支援するため、就職セミナー等を実施しています。令和6(2024)年度事業(すべて終了)の成果は下記の通りです。 ○活動指標に対する実績(令和6(2024)年度の目標) ・セミナー回数:20回(10回)※企業見学会(2回)除く ・就職セミナー参加者:555名(400名) ・企業見学会参加者:30名(50名) 参加者合計実績585名 ○成果指標に対する実績(令和6(2024)年度の目標) ※セミナー参加者アンケートより、企業見学会含む ・基礎的な就活知識等を習得できた者の割合:98.7%(80%以上) ・日本企業に対する理解が深まった者の割合:98.3%(80%以上) ・府内企業への就職意欲が向上した留学生の割合:98.7%(80%以上)	府民文化部都市魅力創造局国際課
44	留学生の就職促進 (24ページ)	外国人留学生等マッチング支援事業 (32ページ)	具体的な成果についてうかがいたいです。	大石委員	令和6(2024)年度外国人留学生等マッチング支援事業においては、5月より事業開始し、府内企業、外国人材にオンラインマッチングプラットフォーム(EventHub)にエントリーしてもらい、オンラインマッチング等の機会を提供しています。 また、対面・オンラインにて合同企業説明会を7回開催したほか、企業向けの外国人採用セミナー、外国人材向けの就職セミナー、採用企業および採用者交流会を実施し、外国人材の就職や定着を促進する取組みを行いました。 ■令和6(2024)年度実績(12月末時点) 【登録者数】企業:212社 外国人材:2,310名 【府内企業に就職する外国人材】85名(令和6(2024)年度目標:200名)	商工労働部商工労働総務課

質問番号	指針の項目 (指針の掲載ページ)	施策名 (実施状況の掲載ページ)	質問内容	質問者	回答内容	回答所属
45	府政への参画促進 (24ページ)	大阪府在日外国人施策有識者会議の運営 (32ページ)	「大阪府在日外国人施策に関する指針」では「府政への参画促進」について、在日外国人を含めた幅広い人材の登用に努めながら在日外国人施策を推進するとありますが、大阪府在日外国人施策有識者会議以外の審議会等において新たに在日外国人やあるいは多文化共生等の専門家や実践者が登用された委員会はあるでしょうか。また、多様な文化的背景や考え方を持つ在日外国人の意見を求める仕組みの整備について、取り組んでいること、あるいは今後取り組んでいこうとしていることがあれば教えてください。 委員会の任期などの関係からすぐに結果が出るものではないと思いますが、府庁内でどれぐらい登用が進んだかを取組の効果として拾っていけないでしょうか。 また、在日外国人施策庁内連絡会議について、今年度の実施時期が未定となっていますが、今年度実施するでしょうか。	山野上委員	審議会等における在日外国人や多文化共生等の専門家等の登用状況に関して、大阪府附属機関条例に定める知事の附属機関、教育委員会の附属機関及び公安委員会の附属機関(計142機関)において、多文化共生等に関する識見等を有する委員を選任している審議会等があります。今後とも、審議会等における在日外国人や多文化共生等の専門家等の委員登用の状況について、適宜の把握に努めてまいります。 また、在日外国人の方々の意見を求める仕組みとして、府は、本会議(大阪府在日外国人施策有識者会議)を活用しています。具体的には、様々な分野で活躍する在日外国人の方々に委員として参画していただき、本府が取り組むべき在日外国人施策について幅広く意見を求めています。委員からの意見等は、今年度構成課の見直しを行った庁内6部局35課・担当で構成する在日外国人施策庁内連絡会議で共有し、各部局において在日外国人施策の推進に必要な事項の検討を行っています。なお、庁内連絡会議は、各委員の意見をより効果的に施策の参考とすることができるよう、適切な時期や方法等を検討した上で開催します。	府民文化部人権局 人権擁護課
第2 推進体制の充実						
46	庁内推進体制の充実 (25ページ)	小中学校における日本語指導推進事業 (34ページ)	具体的な成果についてうかがいたいです。	大石委員	小中学校における日本語指導推進事業として、日本語指導が必要な児童生徒について、多言語化かつ少数散在化が進む現状をふまえ、府の日本語指導員がオンラインで指導を行う「オンライン日本語指導」の実施や、府域7地区に「外国人児童生徒支援員」を配置し、当該児童生徒の学校生活及び保護者の家庭における様々な問題に対する相談対応や、授業での個別支援を行っております。また、府域夜間中学に7人の「日本語指導支援員」を配置し、日本語指導の必要な生徒の個別指導や教員の補助者として授業の中で支援にあたっております。 成果としましては、令和5(2023)年度、「オンライン日本語指導」に参加した児童生徒の中で、日本語を話す能力が向上した割合が94.9%となっています。また、オンライン日本語指導で学習したことを在籍学級で発表したことで自尊感情が高まるとともに、教室内で日本語を話す機会が増えた等の事例がございました。「外国人児童生徒支援員」については、令和5(2023)年度、約7,600件の児童生徒及び保護者からの相談に対応しました。生活や学習に関わる相談など児童生徒の家庭ごと支援したことで、児童生徒及び保護者が安心して学校生活を送れるようになった等の声をいただいています。 府域の夜間中学における日本語指導支援員については、授業での日本語指導補助のために週あたり15時間配置し、教員の補助者として、授業等における生徒への支援や日本語の支援が必要な生徒の個別指導を行いました。具体的には、令和6(2024)年4月から7月の間に、日本語の基礎を固めるための課外の個別指導(授業以外の時間に実情に応じて)を、のべ1,220人を対象にのべ238回実施しました。	教育庁市町村教育 室小中学校課
第3 その他関連施策						
47		大阪府職員採用試験 (43ページ)	申込者数、志願者数のうち、日本国籍以外の者がどの程度の割合を占めるのか、数字はないと思いますが、氏名から推測される割合等、わかる範囲でうかがいたいです。 また、府職員の場合、日本国籍以外の者の配属にあたって、指針のようなものはあるのでしょうか。	大石委員	令和6(2024)年度に実施した職員採用試験のうち日本国籍以外の者からの申込者数 ・行政(大学卒程度) 2名/1,896名 ・行政(社会人等:26-34) 1名/425名 ・技術(社会人等) 1名/83名 日本国籍を有しない職員は、「日本国籍を有しない職員を任用することのできる職の範囲を定める規則」等に基づき、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。	人事委員会事務局 任用審査課

質問番号	指針の項目 (指針の掲載ページ)	施策名 (実施状況の掲載ページ)	質問内容	質問者	回答内容	回答所属														
48		大阪府公立学校教員採用選考 (43ページ)	申込者数、志願者数のうち、日本国籍以外の者がどの程度の割合を占めるのか、数字はないと思いますが、氏名から推測される割合等、わかる範囲でうかがいたいです。 また、府職員の場合、日本国籍以外の者の配属にあたって、指針のようなものはあるのでしょうか。	大石委員	<p>教員採用選考テストにおいては、出願時に国籍を確認しておらず、志願者に占める日本国籍以外の者の割合は把握しておりません。</p> <p>採用選考合格者については、任用に際し国籍を確認しており、採用者に占める日本国籍以外の者の数は下記のとおりです。</p> <p>なお、日本国籍以外の者の配属についての指針はありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6（2024）年4月1日採用 3人 ・令和5（2023）年4月1日採用 3人 ・令和4（2022）年4月1日採用 5人 <p>日本国籍を有しない人の任用</p> <p>日本国籍を有しない職員は、「日本国籍を有しない職員を任用することのできる職の範囲を定める規則」等に基づき、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。</p> <p>日本国籍を有しない職員が従事できる職務の主な例は以下のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>日本国籍を有しない職員が従事できる職務の主な例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行 政</td> <td>職員の給与、旅費等の計算及び支出等に関すること／国・市町村との連絡調整に関すること／広報活動、府民相談に関すること／国際交流の調整及び推進に関すること／統計調査に関すること／契約事務、事業用地の取得に関すること／情報化の推進に関すること 等</td> </tr> <tr> <td>土 木 (「造園分野」を含む。)</td> <td>道路、河川、下水道、港湾、公園等の工事の設計、施工及び維持管理に関すること 等</td> </tr> <tr> <td>建 築</td> <td>公共施設の建築工事の設計及び施工に関すること／府営住宅の建て替えに関すること／補償物件の評価に関すること 等</td> </tr> <tr> <td>機 械</td> <td>河川、港湾、下水道等の施設の機械設備工事の設計、施工及び維持管理に関すること／府営住宅の建て替えにおける設備工事に関すること 等</td> </tr> <tr> <td>電 気</td> <td>河川、港湾、下水道等の施設の電気設備工事の設計、施工及び維持管理に関すること／府営住宅の建て替えにおける設備工事に関すること 等</td> </tr> <tr> <td>農業工学</td> <td>農地、ため池、水路等農業基盤整備に関すること 等</td> </tr> </tbody> </table>	職 種	日本国籍を有しない職員が従事できる職務の主な例	行 政	職員の給与、旅費等の計算及び支出等に関すること／国・市町村との連絡調整に関すること／広報活動、府民相談に関すること／国際交流の調整及び推進に関すること／統計調査に関すること／契約事務、事業用地の取得に関すること／情報化の推進に関すること 等	土 木 (「造園分野」を含む。)	道路、河川、下水道、港湾、公園等の工事の設計、施工及び維持管理に関すること 等	建 築	公共施設の建築工事の設計及び施工に関すること／府営住宅の建て替えに関すること／補償物件の評価に関すること 等	機 械	河川、港湾、下水道等の施設の機械設備工事の設計、施工及び維持管理に関すること／府営住宅の建て替えにおける設備工事に関すること 等	電 気	河川、港湾、下水道等の施設の電気設備工事の設計、施工及び維持管理に関すること／府営住宅の建て替えにおける設備工事に関すること 等	農業工学	農地、ため池、水路等農業基盤整備に関すること 等	教育庁教職員室教 職員人事課
職 種	日本国籍を有しない職員が従事できる職務の主な例																			
行 政	職員の給与、旅費等の計算及び支出等に関すること／国・市町村との連絡調整に関すること／広報活動、府民相談に関すること／国際交流の調整及び推進に関すること／統計調査に関すること／契約事務、事業用地の取得に関すること／情報化の推進に関すること 等																			
土 木 (「造園分野」を含む。)	道路、河川、下水道、港湾、公園等の工事の設計、施工及び維持管理に関すること 等																			
建 築	公共施設の建築工事の設計及び施工に関すること／府営住宅の建て替えに関すること／補償物件の評価に関すること 等																			
機 械	河川、港湾、下水道等の施設の機械設備工事の設計、施工及び維持管理に関すること／府営住宅の建て替えにおける設備工事に関すること 等																			
電 気	河川、港湾、下水道等の施設の電気設備工事の設計、施工及び維持管理に関すること／府営住宅の建て替えにおける設備工事に関すること 等																			
農業工学	農地、ため池、水路等農業基盤整備に関すること 等																			